

放射光利用研究促進機構が指定されたとき、日本原子力研究所及び理化学研究所は、追加業務（共用施設の建設、維持管理及び運転等を除く）の全部または一部を、供用業務として同機構に行わせるものとする。

## 6 放射光利用研究促進機構の業務

放射光利用研究促進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 供用業務

(2) 施設利用研究の実施に関する情報の提供、相談その他の援助（支援業務）

(3) 施設利用研究に係る内外の動向調査及び分析並びに啓発活動、試験研究、海外からの研究者の招へい

(4) 日本原子力研究所または理化学研究所の委託による共用施設の維持管理及び運転等

## 7 諮問委員会

放射光利用研究促進機構は、同機構の代表者の諮問に応じ、供用業務の実施計画の作成その他供用業務の実施に関する重要事項を審議する諮問委員会を置くものとする。

## 8 交付金

国は、予算の範囲内において、放射光利用研究促進機構に対し、供用業務及び支援業務に要する費用の全部または一部に相当する金額を交付することができるものとする。

## 9 その他

放射光利用研究促進機構に係る業務規程の認可、事業計画、役員の選任及び解任、役員及び職員の公務員たる性質、報告及び検査、監督命令、指定の取消し及び罰則等所要の規定を定めるものとする。

# 【環境特別委員会】

## (1) 審議概観

第129回国会において環境特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち1件は第128回国会から継続）で、いずれも成立した。また、本委員会

付託の請願 4 種類131件は、いずれも保留と決定された。

#### 〔法律案の審査〕

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案（第128回国会提出、衆議院継続）は、水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成するトリハロメタン等の物質による水道利水障害の防止を図るため、公共用水域である水道水源水域の水質の保全に関する基本方針及び計画の策定に関する事項を定めるとともに、水道水源水域の水質の保全に関し水質汚濁防止のための規制等の措置を総合的かつ計画的に講じようとするものである。

委員会においては、本案と厚生省所管の水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案との関係、有害物質等による水質汚濁防止対策等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案は、希少野生動植物種の譲り渡し等に係る規制の対象を、その個体に加え、器官及びこれらの加工品にまで拡大すること、あわせて、特定の器官・加工品等については、その流通にかかわる事業者に対する規制・管理制度を設けること等により絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存の一層の推進を図ろうとするものである。

委員会においては、規制対象とする器官及び加工品の具体例、本法違反のチェック体制の確立、絶滅のおそれのある鳥類の保護対策等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

#### 〔国政調査・委嘱審査等〕

6月8日、浜四津環境庁長官から所信を、政府委員から平成6年度環境庁関係予算、平成6年度各省庁の環境保全関係予算及び公害等調整委員会の事務概要等についてそれぞれ説明を聴取し、6月10日、公害対策及び環境保全の基本施策について質疑を行った。

そのほか、公害及び環境保全対策の実情等調査のため、5月31日、神奈川県を訪れ、南本牧産業廃棄物最終処分場、湘南国際村（国際生態学センター及び国際環境自治体協議会日本事務所情報研修センター）をそれぞれ視察した。

なお、6月21日、予算委員会の委嘱を受け、平成6年度公害等調整委員会及

び環境庁関係予算を審査し、環境基本法成立後初の予算としての重点項目及びその評価、地方分権と環境行政についての見解、大深度地下利用についての環境対策、海外進出企業の環境配慮活動についての調査費の内容、海洋・海浜の動植物の保護対策、瀬戸内海の開発の規制の強化問題等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成6年2月16日(水) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成6年2月18日(金) (第2回)

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第128回国会閣法第20号)(衆議院送付)について広中環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

### ○平成6年2月25日(金) (第3回)

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案(第128回国会閣法第20号)(衆議院送付)について広中環境庁長官、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(第128回国会閣法第20号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

### ○平成6年6月8日(水) (第4回)

公害対策及び環境保全の基本施策について浜四津環境庁長官から所信を聴いた。

平成6年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。

平成6年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

### ○平成6年6月10日(金) (第5回)

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について浜四津環境庁長官、政府委員、環境庁、資源エネルギー庁、農林水産省、林野庁、建設省、厚生

省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について浜四津環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成6年6月20日（月）（第6回）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について浜四津環境庁長官、政府委員、通商産業省、農林水産省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第58号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月21日（火）（第7回）

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公害等調整委員会、環境庁））について浜四津環境庁長官、政府委員、海上保安庁、運輸省、通商産業省、農林水産省、水産庁、建設省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第8回）

請願第1号外130件を審査した。

公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・ 内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
58	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6. 4. 15	6. 6. 8	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 5. 20 環境	6. 6. 7 可決	6. 6. 8 可決	
128 -20	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案	〃	1. 18	2. 16	2. 25 可決	2. 25 可決	1. 31 環境	2. 15 可決	2. 16 可決	第128回国会 衆継続

## (4) 成立議案の要旨

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する  
法律案（閣法第58号）

### 【要旨】

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引の状況にかんがみ、希少野生動植物種に係る譲り渡し等の規制の対象を拡大すること等によって、これらの種の保存の一層の推進を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 規制対象の拡大

希少野生動植物種の譲り渡し等に係る規制の対象を、その個体に加え、器官及びこれらの加工品に拡大する。

#### 2 器官及び加工品の譲り渡し等の原則禁止

希少野生動植物種の器官及び加工品の譲り渡し等は禁止する。ただし、人工繁殖させたもの等適法に入手されたものについては、個体の場合と同様、登録を受けて譲り渡し等ができることとする。なお、本邦内で原材料として使用されているものについては、一括して事前登録の手続によることができることとする。

#### 3 事業者の届け出及び記帳の義務づけ等

原材料として使用されている特定の器官等については、その譲り渡し等を伴う業務を行う事業者に対して、届け出及び記帳を義務づけるとともに、事業者がこれを分割した場合には、入手経路等を記載した管理票を付して譲り渡し等を行うことができることとする。

#### 4 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定

適正な経路を経て製造された製品については、適正に入手された原材料に係るものである旨の環境庁長官等または指定認定機関による認定を行うとともに、これを証する標章を発行する制度を設けることとする。

#### 5 施行期日

公布の日から1年以内に施行する。

## 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案（第128回国会閣法第20号）

### 【要旨】

近年、とりわけ水道水の安全性に対する不安の大きいトリハロメタン濃度が水道水質基準を超え、また、超えるおそれがあるにもかかわらず、一部の浄水場において、現在の技術的な措置のみでは対応できず、対策が限界に達している状況にある。

本法律案は、このような状況に対処し、水道の浄水施設における浄水処理に伴い副次的に生成するトリハロメタン等の物質による水道利水障害を防止するため、公共用水域である水道水源水域の水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 基本方針の策定

国は、特定水道利水障害を防止するための水道水源水域の水質の保全に関する基本的な指針等を内容とする基本方針を閣議決定により定める。

#### 2 指定水域及び指定地域の指定

（1）内閣総理大臣は、都道府県知事の申し出に基づき、関係都道府県知事の意見を聴き、かつ閣議決定を経て、①その水を水道原水として利用する水道水において特定水道利水障害が生ずるおそれがあり、②水道事業者がその水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であり、かつ、③水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められる水道水源水域を指定水域として指定し、及び、指定水域の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定地域として指定する。

（2）水道事業者は、都道府県知事が（1）の申し出をするよう要請することができる。

#### 3 水質保全計画の策定

都道府県知事は、基本方針に基づき、関係者の意見等を聴き、かつ内閣総理大臣に協議して、指定水域の水質の保全に関する方針、水道事業者の措置、水質の保全に関する目標、事業、規制等の措置等に関する事項を内容とする指定水域の水質の保全に関し実施すべき施策に関する水質保全計画を定める。

- 4 指定水域の水質の保全に資する事業の実施  
国、地方公共団体その他の者は、その事業に関する法律の規定に従い、水質保全計画に定められた事業を実施する。
- 5 指定地域における規制措置等
  - (1) 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場や構造等基準に係る施設について、特定排水基準や施設の構造等に関する基準を設定し、勧告、改善命令等の措置を講ずることができる。
  - (2) 都道府県知事は、その他の事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告ができる。
- 6 生活排水対策の推進等
  - (1) 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進する。
  - (2) 国は、水道水源水域の水質の保全に関し、普及啓発を図るとともに、国民の協力を求める。
- 7 その他  
資料の提出、水道水の水質記録の提出、研究の推進、罰則等について所要の規定を設ける。
- 8 施行期日  
この法律は、公布の日から6月以内に施行する。

## 【災害対策特別委員会】

### (1) 審議概観

〔国政調査等〕

6月3日、左藤国土庁長官から災害対策に関する所信を、村瀬国土庁防災局長から平成6年度防災関係予算についての説明を聴取した。

6月21日、災害対策樹立に関する調査を行った。

雲仙・普賢岳噴火災害に関し、雲仙・普賢岳の現状、島原市等の被災状況、住宅対策の実施状況、砂防事業の実施状況、警戒区域内での施工の可否及び今後の予定、一般国道57号改築の進捗状況、防災集団移転促進事業の実施状況、